

# 居宅介護支援事業所ながわりの華運営規程

## (事業目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アミカルが開設する居宅介護支援事業所ながわりの華（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう公正中立な居宅介護支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう公正中立に行う。また、市町村・地域包括支援センター・他の介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

一、名称	居宅介護支援事業所ながわりの華
二、所在地	岡山県倉敷市玉島 3075

## (職員の職種、員数、職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

一、管理者	1名（介護支援専門員兼務）
管理者は事業所の従業員の管理および職務の管理を統括する。	
二、介護支援専門員	1名（常勤）
介護支援専門員は居宅介護支援の提供にあたる。	

## (営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

一、営業日	国民の祝日に関する法律に規定する日 12月31日から1月3日までを除き 月曜日から土曜日までとする。
二、営業時間	午前8時30分より午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法)

第6条 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場所   | 事業所相談室 他     |
| (2) 使用する課題分析票の種類   | 包括的自立支援プログラム |
| (3) サービス担当者会議開催場所  | 事業所相談室 他     |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 毎月1回以上       |

(居宅介護支援の内容)

第7条 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者との連絡調整
- (3) 地域包括支援センターとの連絡調整

(利用料その他の費用)

第8条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業実施地域以外の地域を訪問して行う居宅介護支援に要した交通費は、実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。  
ただし、自動車を使用した場合は通常の事業の実施地域を超えた地点から1km当り10円を実費徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対し、事前に説明した上で支払いに同意する旨の文書に利用者から署名を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、倉敷市・浅口市・里庄町・吉備中央町・総社市を区域とする。

(虐待防止に関する条項)

第10条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- 2 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年一回以上)
- 3 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- 4 その他虐待防止のために必要な措置

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は介護支援専門員の資質向上を図るため研修機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人アミカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成11年10月1日から施行する。  
平成16年4月1日 一部改正施行。  
平成18年4月1日 一部改正施行。  
平成19年2月1日 一部改正施行。  
平成20年5月1日 一部改正施行。  
平成26年5月1日 一部改正施行。  
平成27年11月14日 一部改正施行。  
平成29年4月1日 一部改正施行。  
平成29年11月1日 一部改正施行。  
令和5年8月1日 一部改訂施行。